

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-93
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

地公労、2008年度賃金確定交渉終結

一般職の3.5%給与カットをやめさせる

11月21日、茨城県地方公務員労働組合共闘会議（地公労＝茨城高教組、県職員組合、茨教組、県自治労の4団体で組織）は、県当局（上月総務部長他）との間で、2008年度賃金に関する交渉をおこない、下記のとおり最終回答を受け、2008年度の交渉を終了した。

県人事委員会が、物価高騰や民間給与との格差にもかかわらず、引き上げ勧告を怠ったことを受けての交渉であり、本俸給与の引き上げは実現しなかった。

しかし、2007年度以降2年間続いた給与カットの延長は阻止し、来年度からは給与表通りの支給がおこなわれることになった。

○給与削減措置延長なし

一般職は平成21年3月31日で給与削減措置を取りやめる。

この結果、たとえば、2級116号で、2009年4月から15,784円増額

ただし、管理職手当を受給する者については、2010年3月31

日まで、1年間延長する。

本庁課長級以上で給与5%、管理職手当20%減。本庁課長相当級（副参事等）・校長で4%、管理職手当20%減。その他の管理職手当受給者（教頭等）で3%、管理職手当10%減。

地域手当、期末・勤勉手当については、減額後の給料月額を基礎に算出する。

○特殊勤務手当増額

修学旅行等泊を伴う指導手当
1,700円 → 3,400円

週休日等の部活動指導手当
1,200円 → 2,400円

2008年10月1日にさかのぼって改正。したがって、10月以降の「泊を伴う指導」、「部活」には差額が支給される。

○義務教育等教員特別手当削減

2009年1月1日から、支給額が3.8%から3.0%に削減される。（高校教員も対象）

この結果、たとえば、2級116号で17,000円から13,400円へ3,600円減額。

○結婚休暇取得期間延長

結婚の日の前5日から結婚の日の後6か月を経過する日までの期間内で取得できる（2009年4月1日から適用）

○通勤手当改定なし

ガソリン価格変動をうけた通勤手当の改定はなし。

ただし、2009年4月から、毎年4月と10月の年2回、各改定期における直近6か月のガソリン価格の平均値により、改定した額により支給される。

○裁判員制度に係る休暇

職員が裁判員として参加する場合は、特別休暇を取得できる。（2009年5月21日から適用）

県高校審議会の「第二次答申」の特徴について

2011年度から2022年度の県立学校のあり方を審議している高校審議会の第3回総会が11月25日に開催され、今年の7月から月1回のペースで行われてきた専門部会のまとめ案「産業構造等の社会の変化や生徒の多様化に対応した魅力ある学校の学校・学科の在り方について」が審議された。

字句訂正のうえ、12月中旬に「第2次答申」が確定し、教育委員会委員長に報告される。

今回の「第2次答申」（案）の特徴は二つある。

前回の「答申」では、「多様化した生徒の能力・適性、進路等に即した教育を行うことが求められている」として、全日制課程の単位制高等学校、総合学科、中高一貫高等学校、学校間連携の実施等学校・学科の多様化が強気に押し出された。しかし、今回の「答申」（案）ではそうした多様化推進に一定の歯止めがかけられている。

「答申」（案）文から抜き出すと、

- ① 普通科のコースについては、各校の実情に応じてコースのあり方について検討する必要がある、
- ② 職業学科の多様化や特色化が進んだことにより、「中学生が多様化した学科の内容を理解し学科を選択することがむずかしい面がある」などの意見が出ていることから、分かりやすい学科構成に再編成

することやくくり募集を行うことなどを検討する必要がある。例えば、機械系、電気系、建設系などの基幹分野ごとに学科を集約することについて検討することが考えられる、

- ③ 総合学科の配置については現在の配置を基本として、必要に応じて今後の設置について検討することが望ましい、
- ④ 公立の中高一貫教育校が設置されていない地域への設置について慎重かつ多面的に検討を進める必要がある、とされている。

もう一つの特徴は、普通科や定時制課程・通信制課程において、「目的意識や学習意欲が希薄な生徒」「進路変更等に伴う全日制課程からの転入学者や中途退学者、不登校経験者など様々な入学動機や生活歴を持つ生徒」の問題が取り上げられたことである。

専門部会でも、軽度発達障害の生徒の問題などが参考人の校長などからも報告され、精力的に議論された。ただ、「答申」（案）では「キャリア教育と基礎学力の定着に重点をおいた高等学校のあり方について検討する必要がある」と記述するだけで、職場からの要望が強い少人数クラス編成について踏み込んだ「答申」（案）にはなっていない。

本年4月に出された「第1次答申」と今回の「第2次答申」を併せて読んでみた場合、「適正規模」に満たない学校だからこ

そ進学できた「目的意識や学習意欲が希薄な生徒」が、新たな高校統廃合の中で、進学できる公立高校がなくなってしまうという問題が浮き彫りになってくる。

これは、茨城県における障害児学校の不足教室問題ともリンクする問題でもある。中学時代に学習習慣が身に付かず、基礎学力が定着していない中学校卒業生の居場所を作ること、自尊心の育成を前提にした教育実践は県教育委員会と県立学校の教職員が真剣に考えていかなければならない問題である。

県教育委員会は、2009年度中に「再編計画案」作りに着手するとしているが、今後の私たち茨城県高等学校教職員組合との交渉、懇談が非常に重要になっている。

高校教育課改革推進室は今年の第2回総会で、「高校審議会答申案については県民からパブリックコメントを求めることは考えていないが、改革推進室として再編計画案を作るにあたってはパブリックコメントを求めていきたい」と表明している。

中学校卒業生が今後10年間で4000人減るといふものの、減少には地域間格差があり、半減する地域がある一方で増加する地域がある。地域や各高等学校の実態、生徒の現状を踏まえ、生徒、父母、教職員の意見を尊重した検討が求められている。